

【現行】

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(6) 酒田市光ヶ丘プール

使用区分		使用料	
個人	小学生及び中学生	1回につき 180円	
	高校生及び大学生	1回につき 250円	
	一般	1回につき 510円	
団体	小学生及び中学生	1回につき 150円	
	高校生及び大学生	1回につき 220円	
	一般	1回につき 450円	
回数券	小学生及び中学生	12回券 1,830円	
	高校生及び大学生	12回券 2,590円	
	一般	12回券 5,180円	
占用	25m プール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 730円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 900円
		一般	1コース1時間につき 1,550円
	サブプール	水泳教室、中学生以下	1/2使用1時間につき 820円
		高校生及び大学生	1/2使用1時間につき 1,010円
		一般	1/2使用1時間につき 1,730円
	50m プール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 1,460円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 1,810円
		一般	1コース1時間につき 3,110円

(6) 酒田市光ヶ丘プール

使用区分		使用料	
個人	小学生及び中学生	1回につき 180円	
	高校生及び大学生	1回につき 260円	
	一般	1回につき 520円	
団体	小学生及び中学生	1回につき 150円	
	高校生及び大学生	1回につき 230円	
	一般	1回につき 460円	
回数券	小学生及び中学生	12回券 1,870円	
	高校生及び大学生	12回券 2,640円	
	一般	12回券 5,280円	
占用	25m プール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 740円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 920円
		一般	1コース1時間につき 1,580円
	サブプール	水泳教室、中学生以下	1/2使用1時間につき 830円
		高校生及び大学生	1/2使用1時間につき 1,030円
		一般	1/2使用1時間につき 1,770円
	50m プール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 1,490円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 1,840円
		一般	1コース1時間につき 3,160円

(5) 酒田市光ヶ丘プール

使用区分		使用料	
個人	小学生及び中学生	1回につき 150円	
	高校生及び大学生	1回につき 260円	
	一般	1回につき 520円	
団体	小学生及び中学生	1回につき 120円	
	高校生及び大学生	1回につき 200円	
	一般	1回につき 410円	
回数券	小学生及び中学生	12回券 1,580円	
	高校生及び大学生	12回券 2,640円	
	一般	12回券 5,280円	
占用	25m プール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 470円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 790円
		一般	1コース1時間につき 1,580円
	サブプール	水泳教室、中学生以下	1/2使用1時間につき 520円
		高校生及び大学生	1/2使用1時間につき 880円
		一般	1/2使用1時間につき 1,770円
	50m プール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 940円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 1,580円
		一般	1コース1時間につき 3,160円

1 小学校未就学児の場合は、引率者又は付添者を必要とする。この場合において、小学校未就学児の使用料は無料とし、当該引率者又は付添者の使用料は上記使用区分による。
 2 団体とは、責任者が引率する30人以上のグループをいう。
 3 占有とは、25m プール及び50m プールの全部又は一部を限定して使用させることをいい、サブプールについては、その全部又は1/2を限定して使用させることをいう。

1 小学校未就学児の場合は、引率者又は付添者を必要とする。この場合において、小学校未就学児の使用料は無料とし、当該引率者又は付添者の使用料は上記使用区分による。
 2 団体とは、責任者が引率する30人以上のグループをいう。
 3 占有とは、25m プール及び50m プールの全部又は一部を限定して使用させることをいい、サブプールについては、その全部又は1/2を限定して使用させることをいう。

備考
 1 小学校未就学児の場合は、引率者又は付添者を必要とする。この場合において、小学校未就学児の使用料は無料とし、当該引率者又は付添者の使用料は上記使用区分による。
 2 団体とは、責任者が引率する20人以上のグループをいう。
 3 占有とは、25m プール及び50m プールの全部又は一部を限定して使用させることをいい、サブプールについては、その全部又は1/2を限定して使用させることをいう。